

令和6年度練馬区公園改修計画策定支援業務委託仕様書

1 委託件名

令和6年度練馬区公園改修計画策定支援業務委託

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3 委託目的

練馬区では、拠点となる大規模で特色ある公園や暮らしに潤いをもたらす身近な公園の整備を進めており、令和6年4月現在、693箇所の都市公園および児童遊園（以下、「公園」という。）を有している。既存の公園の半数以上が開設から30年以上が経過し、施設の老朽化への対応、少子高齢化など公園に求められる機能の変容、多様化に伴う新たなニーズへの対応などに応じた施設の更新が求められおり、今後も限られた財源で効果的に公園の維持・更新を行っていく必要がある。

こうしたことから、公園の経過年数や地域の人口構成などの定量的な情報だけでなく、公園利用者や近隣住民の声、公園および地域の特徴等を踏まえ、区全域および各地域における公園機能の分担や連携、強化などを図ったうえで改修の対象とする公園を抽出した、具体的な改修計画が必要である。

本委託業務では、計画の実効性、効率性、財源や体制等の観点から公園改修計画（案）の作成を支援することを目的とする。

4 委託箇所

練馬区立都市公園および児童遊園（別紙のとおり）

公園等	箇所数	面積（㎡）	設置法令
都市公園			都市公園法・練馬区立都市公園条例
公園	209	841,427.33	
緑地・緑道	266	154,513.82	
児童遊園	218	90,489.34	練馬区立児童遊園条例
合計	693	1,086,430.49	
練馬区面積		48.08km ²	

5 貸与資料

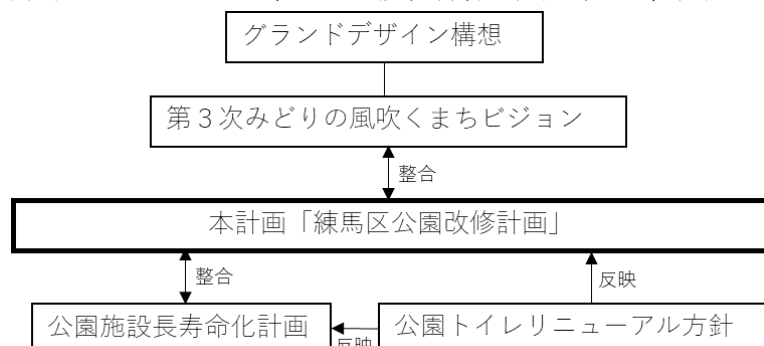
本業務にあたり以下の資料を貸与する。

貸与資料	練馬区公園現況図（令和5年4月）
	公園トイレリニューアル方針（令和6年7月）
	練馬区公園施設長寿命化計画（令和4年8月改定）
	その他、区が有する関連資料

※必要に応じて複写等を行い、速やかに返却すること。

6 上位計画等の整理

計画の策定にあたり、計画の位置づけは以下に示すものとし、練馬区みどりの総合計画や都市計画マスタープラン、公共施設総合管理計画等の上位計画と整合を図ること。



7 年度別業務内容（予定）

令和6年度は計画策定に必要となる各種データの収集・実態調査などを実施し、令和7年度から令和8年度に公園改修計画（案）の内容検討を進め、令和8年度末に計画策定を予定している。

以下に示す項目は現時点での想定であり項目の増減がある。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 公園の実態調査および情報収集	○		
(2) 関係者ヒアリング	○	○ ※必要に応じて実施	○ ※必要に応じて実施
(3) 区民ニーズ調査	○	○ ※必要に応じて実施	○ ※必要に応じて実施
(4) 調査内容評価・分析	○		
(5) 計画策定に向けた方向性の整理	○	○	
(6) 公園区における住民懇談会 (12地区程度 各1回を想定)		○	
(7) 計画案（中間まとめ）の検討・作成		○	
(8) 計画案（中間まとめ）の意見集約、 素案の作成		○	○
(9) 庁内検討委員会の運営支援 (4回程度)		○ (2回)	○ (2回)
(10) 区民意見聴取（パブリックコメント） の実施補助 (公園区ごとに説明会実施を想定 (規模は(6)と同様))			○

8 令和6年度業務内容

(1) 公園の実態調査および情報収集

区が提供する過年度調査の情報の集約・整理のほか、計画策定のために必要となるデータの収集および整理を実施する。

(2) 関係者ヒアリング

公園の維持管理および運営状況等について、庁内外の関係機関にヒアリングを実施する。なお、関係機関のヒアリング先、ヒアリング内容は協議のうえ決定し実施する。

(3) 区民ニーズ調査

計画策定に向け公園に対する区民ニーズの把握について、区と協議のうえ手法を決定し実施する。

(4) 調査内容評価・分析

公園の実態調査、関係機関ヒアリング、区民ニーズ調査の結果をもとに評価および分析を行う。

(5) 計画策定に向けた方向性の整理

調査内容評価・分析の結果について、以下の項目を踏まえ、公園再整備計画の方向性を検討する。

ア 公園区（案）を設定し、地域に親しまれる中規模程度の公園を核とした機能分担や集約の検討を行う。

※公園区（案）は、地区公園の配置基準である概ね2kmメッシュ程度の規模での設定を想定する。

イ 立地や規模、施設内容からみて区の代表となる公園については改修に際して、特色ある公園として、公園の活用や管理運営等も考慮した上、地域連携や民間活力の活用、Park-PFI、指定管理者制度等の公民連携事業の導入可能性についても検討し、改修後における公園利活用の促進を図る。

ウ 大規模改修が見込めない小規模な公園等については、地域住民による管理や利活用など、地域連携や民間活力の活用などの可能性についても検討し、公園利活用の促進を図る。

(6) 打合せ協議等

業務の方向性等を確認するための打合せを契約締結後速やかに設ける。本業務の円滑な遂行を目的に、当初、中間、納品時等の計3回以上の対面による打ち合わせを行い、かつ知識や実績に基づく支援・助言を行う。その他の打合せは、必要に応じて適宜実施する。

9 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。報告書についてはA4判を標準とし、パイプファイル等にまとめる（大型図面は折りたたむ）。

名称	規格等	数量
(1) 業務報告書	印刷物 (A4 カラー)	1式
(2) 調査結果まとめ	印刷物 (A4 カラー)	1式
(3) 上記(1)、(2)の電子データ	CDまたはDVDに格納	1式

その他、業務に使用した参考資料等については区と協議のうえ提出すること。

(注1) ファイル形式については、報告書はPDF形式とし、ワープロソフト・表計算ソフトによるオリジナルファイルも添付すること。

(注2) 受注者は、納品すべき最終成果品が完成した時点でウイルスチェックを行うこと。
 ウィルス対策ソフトは信頼性が高く、最新のウイルスも検出できるようアップデートしたものを使用すること。

10 本業務に係るデータ、情報、資料等の取扱い

(1) 秘密の保持

本業務において生じる成果品は発注者に帰属するもので、許可なく他に公表・貸与してはならない。また、業務中に知り得た事項は、いかなる理由があっても、他に公表してはならない。

(2) 情報の保護

受託業務を履行するにあたり知り得た区の情報等の取り扱いについては、別添 1「情報の保護および管理に関する特記事項」を遵守すること。

11 業務体制

(1) 受託者は、本業務における代理人および主任技術者を定め、発注者に通知書を提出するものとする。これらのものを変更した時も同様とする。

(2) 代理人は、契約の履行に際し、業務の管理および統括を行うほか、契約に基づく受託者の一切の権限を行使することが出来る。

(3) 主任技術者は、契約図書に基づき、契約上の権限の行使または業務の履行に関する技術上の管理をする者をいう。主任技術者は以下に示す要件を満たす者とする。

必須	ア 業務経験	過去 10 年以内における、公園再整備計画策定業務（公園単体ではなく地域内における機能集約・再編やストックマネジメントを含む計画）への従事
イまたはウに該当する者	イ 資格	以下に示す資格を少なくとも 1 つ以上有する者 (ア) 技術士（都市及び地方計画）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者 (イ) RCCM（都市計画及び地方計画、または造園）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者 (ウ) RLA（登録ランドスケープアーキテクトの資格を有し登録証の交付を受けている者
	ウ 同等の能力と経験	以下に示す同種又は類似業務の業務経験年数の合計が 5 年以上の者。 (ア) 公園再整備計画策定業務 ※公園単体ではなく地域内における機能集約・再編やストックマネジメントを含む計画 (イ) 公園の柔軟な管理運営のあり方に関する検討業務の実績 (ウ) 公園における民間活力導入検討業務の実績

(4) 代理人は、主任技術者を兼ねることができる。

12 提出書類等

(1) 受託者は、契約後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

ア 委託着手届（工程表添付）

イ 代理人および主任技術者通知書（経歴書添付）

※11 業務体制(3)ウ「同等の能力と経験」とする者は、それが証明できるように記載すること。

ウ 業務計画書

(2) 受託者は、業務完了後速やかに以下の書類を提出しなければならない。

ア 委託完了届（工程表添付）

(3) 「委託着手届」、「代理人および主任技術者通知書」および「委託完了届」については、東京都建設局の定めた受注者等提出書類処理基準・同実施細目を準用すること。ただし、該当仕様書中の「東京都」は「練馬区」と読み替える。

13 紛争の回避

受託者は、業務の実施にあたり身分証明書を常時携帯し、関係人から請求があれば速かにこれを提示し、住民と摩擦や紛争を起こさぬよう十分に注意しなければならない。

14 関係法令および条例の遵守

受託者は、業務の実施にあたっては、関連する関係諸法規および条例等を遵守しなければならない。

15 疑義

本仕様書に定めのない事項および本仕様書に疑義が生じた場合は、協議により定めることとする。

16 検査の実施および支払い

(1) 検査の実施

契約約款に基づき、委託完了後に検査を実施する。

(2) 支払い

検査完了後、契約約款に基づき、受託者の請求により、一括して支払うものとする。

17 納入場所

練馬区土木部道路公園課公園係

18 その他

(1) 環境への配慮について、別添2「練馬区環境方針」の趣旨を踏まえ、環境法令を遵守するとともに環境負荷の低減に努めること。

(2) 障害を理由とする差別の解消の推進については、別添3「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年3月10日27練福障第2089号）を踏まえ、練馬区と同等の合理的配慮の提供を行うものとする。

(3) 再委託

受託者は、業務の全部または主要な部分を一括して第三者に委託することはできない。受託者は業務の一部を第三者に委託する場合には、練馬区競争入札参加有資格者においては指名停止期間中および入札参加除外措置中の者でないことを確認した上、あらかじめ委託者の承諾を得ること。

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
1	中新井公園	豊玉上二丁目18番1号	3,533.61	昭 12. 4.29 " 25.10. 1
2	北新井公園	豊玉上一丁目23番4号	3,306.88	" 12.12.23 " 25.10. 1
3	徳殿公園	豊玉南一丁目16番1号	6,259.98	" 16. 5.29 " 25.10. 1
4	豊中公園	豊玉北四丁目20番6号	2,021.91	" 25. 4. 1 " 27. 4. 1
5	上練馬公園	旭町二丁目28番1号	3,406.63	" 25. 4. 1 " 27. 4. 1
6	中村公園	中村北三丁目6番1号	1,634.50	" 27. 4. 6 " 28. 4. 1
7	富士稻荷公園	豊玉南三丁目11番8号	611.57	" 28. 4. 1 " 28. 4. 1
8	学田公園	豊玉南三丁目32番27号	10,886.73	" 30. 3. 1 " 30. 3. 1
9	高稻荷公園	桜台六丁目40番1号	13,036.77	" 30. 3.16 " 37. 7.13
10	豊玉中公園	豊玉中四丁目1番17号	2,791.82	" 30. 4.27 " 30.10. 1
11	牧野記念庭園	東大泉六丁目34番4号	2,576.22	" 33.12. 1 " 33.10. 1
12	大泉井頭公園	東大泉七丁目34番1号	5,688.34	" 40. 4. 1 " 48. 1.17
13	豊玉公園	豊玉北六丁目8番3号	2,156.96	" 43. 4. 1
14	東大泉公園	東大泉三丁目59番16号	907.20	" 43. 5. 1
15	上石神井公園	石神井台四丁目5番56号	2,244.53	" 43. 5. 1
16	富士見公園	富士見台二丁目26番2号	641.69	" 44. 1.10 " 43. 8.27
17	向山公園	向山三丁目13番5号	3,557.47	" 45. 3. 1
18	田柄中央児童公園	田柄四丁目5番2号	2,479.34	" 45. 4. 1
19	西大泉公園	西大泉三丁目21番4号	2,506.08	" 45. 5. 1
20	大泉学園公園	大泉学園町八丁目9番6号	2,483.18	" 45. 5. 1
21	北大泉くれはし公園	大泉町五丁目25番5号	2,083.80	" 46. 5. 1
22	やくも公園	小竹町一丁目13番5号	1,465.58	" 46. 5.20
23	上石神井東公園	上石神井二丁目16番27号	2,036.62	" 47. 5.13
24	貫井公園	貫井四丁目2番3号	2,149.53	" 47. 5.24
25	たけした公園	関町南二丁目7番37号	2,206.52	" 48. 5.25
26	土支田公園	土支田三丁目17番13号	2,477.04	" 48. 4.18
27	北西大松公園	北町八丁目15番11号	2,085.06	" 48. 4.10
28	下石神井坂下公園	下石神井三丁目4番12号	2,320.00	" 48. 5.31
29	早宮公園	早宮二丁目13番5号	2,234.30	" 49. 4. 1
30	富士見台公園	富士見台四丁目13番15号	1,630.73	" 49. 4. 1
31	武蔵関公園	関町北三丁目45番1号	48,966.54	" 13.10. 8 " 50. 4. 1
32	大泉公園	大泉学園町六丁目26番26号	11,898.34	" 49. 6. 1 " 50. 3.27

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
33	南田中公園	南田中五丁目15番30号	2,210.05	" 49. 4. 1
34	けやき児童公園	春日町四丁目26番14号	1,929.58	昭 50. 7. 2
35	西大泉中央児童公園	西大泉二丁目23番1号	2,603.22	" 50. 7. 2
36	谷原児童公園	谷原五丁目5番30号	2,589.60	" 51. 4. 1
37	平和台児童公園	平和台一丁目25番3号	2,480.85	" 51. 4. 1
38	わかば児童公園	関町南四丁目12番19号	2,496.68	" 51. 4. 1
39	長光寺橋公園	石神井町一丁目1番58号	4,052.67	" 51.12.27
40	大泉交通公園	南大泉六丁目16番1号	8,141.79	" 52. 1. 1
41	八坂台児童公園	大泉町一丁目17番6号	2,352.04	" 52. 4. 1
42	池淵史跡公園	石神井町五丁目13番27号	7,269.63	" 52. 4. 1
43	練馬一丁目公園	練馬一丁目35番3号	991.73	" 52. 4. 1
44	こぶし公園	富士見台三丁目53番1号	958.79	" 52. 7.30
45	たがら公園	田柄二丁目45番1号	2,572.04	" 52. 7.30
46	豊玉中 いっちょうめ公園	豊玉中一丁目23番4号	1,423.74	" 52.10.11
47	高野台中央公園	高野台三丁目29番27号	2,422.58	" 53. 4. 1
48	東大泉弁天池公園	東大泉三丁目37番9号	2,851.73	" 53.11. 1
49	わかみや公園	高松一丁目40番1号	1,188.20	" 54. 2. 1
50	あおい公園	大泉学園町四丁目18番6号	1,699.05	" 54. 2. 1
51	こんにちは公園	春日町四丁目21番23号	1,679.40	" 54. 4. 1
52	はいち公園	早宮一丁目47番11号	1,637.21	" 54. 4. 1
53	やまなみ公園	西大泉二丁目12番20号	3,909.61	" 55. 3. 1
54	きょうづか公園	田柄一丁目26番3号	688.26	" 55. 4. 1
55	三丁目森公園	桜台三丁目39番20号	1,895.94	" 55. 4. 1
56	江古田駅北公園	小竹町一丁目60番3号	1,316.89	" 55. 4. 1
57	和田堀公園	石神井町一丁目1番11号	3,455.00	" 55. 7.15
58	きたうら公園	関町南四丁目19番13号	1,621.42	" 55.10. 6
59	扇橋公園	石神井台四丁目10番11号	711.80	" 55.10. 6
60	田柄梅林公園	田柄五丁目5番2号	4,625.33	" 55.11.15
61	石神井台公園	石神井台二丁目17番9号	2,503.32	" 56. 3.20
62	北町なかよし公園	北町六丁目19番7号	1,456.37	" 56. 4. 1
63	ふれあい公園	平和台四丁目5番12号	1,409.13	" 57. 3.29
64	貫井西公園	貫井四丁目25番33号	1,225.51	" 57. 3.29

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
65	向 下 橋 公園	大泉町四丁目 7 番 3 号	1,196.82	" 57. 4. 1
66	す ず し ろ 公園	大泉学園町五丁目14番36号	2,107.35	" 57. 4. 1
67	北 豊 島 橋 緑地	東大泉三丁目66番27号	153.18	昭 57. 3.29
68	関 町 緑地	関町南一丁目12番27号	111.04	" 57. 3.29
69	土 支 田 緑地	土支田三丁目35番23号	139.02	" 57. 3.29
70	石 神 井 台 緑地	石神井台四丁目 1 番36号	1,914.63	" 57. 3.29
71	西 大 泉 緑地	西大泉五丁目31番 4 号	212.82	" 57. 3.29
72	下 石 神 井 緑地	上石神井南町10番21号	255.52	" 57. 3.29
73	関 町 北 緑地	関町北五丁目14番24号	188.97	" 57. 3.29
74	中 村 緑地	中村三丁目15番13号	168.05	" 57. 3.29
75	練馬いちよう並木 緑地	練馬一丁目17番14号	1,288.67	" 57. 3.29
76	田 柄 川 緑道	北町五丁目14番地先	19,578.63	" 57. 3.29
77	和 田 堀 緑道	石神井町三丁目 2 番地先	1,802.97	" 57. 3.29
78	千 川 上 水 緑道	関町南一丁目12番地先	1,680.36	" 57. 3.29
79	豊 玉 こ ぶ し 公園	豊玉中三丁目26番 9 号	623.09	" 57. 7. 7
80	大 泉 つ つ じ 公園	東大泉七丁目 6 番17号	1,559.36	" 58. 2. 5
81	春 日 公園	春日町二丁目 4 番30号	2,706.80	" 58. 3. 1
82	北 八 風 の 子 公園	北町八丁目31番20号	974.00	" 58. 3.16
83	西 大 泉 こ ぐ れ 公園	西大泉三丁目26番20号	2,211.79	" 58. 4. 1
84	も み じ 公園	大泉町一丁目42番21号	931.12	" 58. 4. 1
85	ゆりの木通り南 公園	光が丘一丁目 5 番 1 号	2,160.48	" 58.10. 4
86	練 馬 け や き 公園	練馬二丁目 9 番 4 号	773.63	" 59. 3.21
87	練 馬 こ ぶ し 公園	練馬一丁目41番19号	493.98	" 59. 4. 1
88	に し き 公園	錦二丁目13番17号	1,040.13	" 59. 4. 1
89	高 野 台 ひ が し 公園	高野台二丁目21番 3 号	1,062.60	" 59. 4 .1
90	和 田 堀 第 二 公園	石神井町一丁目 1 番37号	1,079.12	" 59. 7.12
91	八 丁 堀 児 童 公園	旭町一丁目33番11号	4,100.00	" 59. 7. 1
92	し い の み 公園	桜台二丁目49番15号	707.78	" 60. 4. 1
93	四 季 の 香 公園	光が丘六丁目 2 番 1 号	42,109.61	" 60. 4. 1
94	光 和 公園	石神井町四丁目11番35号	1,666.33	" 60. 4. 1
95	夏 の 雲 公園	光が丘三丁目 4 番 1 号	54,033.53	" 60. 4. 1

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
96	小竹みどり公園	小竹町二丁目70番1号	1,248.13	" 60. 4. 1
97	関町ひがし公園	関町東一丁目19番4号	1,065.02	" 60. 4. 1
98	こひつじ公園	光が丘五丁目4番1号	2,500.00	" 60. 4. 1
99	たけやま緑地	南大泉五丁目21番38号	743.54	昭 59. 7.12
100	しらかし緑地	富士見台三丁目24番7号	181.47	" 60. 4. 1
101	かたばみ緑地	東大泉一丁目17番11号	235.46	" 60. 4. 1
102	東大泉二丁目緑地	東大泉二丁目26番6号	200.02	" 60. 4. 1
103	南田柄緑地	田柄一丁目15番12号	257.47	" 60. 4. 1
104	池之台緑地	下石神井六丁目14番27号	310.28	" 60. 4. 1
105	北原緑地	谷原三丁目1番10号	293.59	" 60. 4. 1
106	あかしあ児童公園	東大泉五丁目40番32号	1,105.39	" 60.10. 8
107	大通り南公園	光が丘七丁目4番1号	3,295.45	" 60.10. 8
108	美術の森緑地	貫井一丁目36番26号	1,894.63	" 60.10. 8
109	四季憩いの緑地	南大泉四丁目30番26号	236.39	" 60.10. 8
110	春の風公園	光が丘七丁目4番1号	33,907.64	" 61. 4. 1
111	北町一丁目公園	北町一丁目6番5号	593.82	" 61. 4. 1
112	梨の花公園	東大泉六丁目8番32号	1,426.10	" 61. 4. 1
113	南田中四丁目緑地	南田中四丁目7番7号	226.59	" 61. 4. 1
114	南大泉二丁目緑地	南大泉二丁目1番16号	291.14	" 61. 4. 1
115	北原公園	谷原六丁目4番8号	2,883.97	" 62. 4. 1
116	向山わんぱく公園	向山四丁目3番26号	1,684.91	" 62. 4. 1
117	泉こぶし公園	東大泉一丁目26番4号	979.16	" 62. 4. 1
118	あかねぐも公園	光が丘二丁目8番3号	5,427.33	" 62. 4. 1
119	びくに公園	東大泉二丁目28番31号	21,897.00	" 62. 4. 1
120	こぐれの森緑地	大泉学園町四丁目2番4号	5,972.46	" 62. 4. 1
121	たけしたの森緑地	関町南二丁目6番4号	1,798.46	" 62. 4. 1
122	ぬくいの森緑地	貫井四丁目43番6号	1,404.49	" 62. 4. 1
123	中里緑地	大泉町一丁目43番21号	278.12	" 62. 4. 1
124	和田緑地	石神井町二丁目26番26号	357.58	" 62. 4. 1
125	井頭緑地	東大泉七丁目15番32号	348.58	" 62. 4. 1
126	長久保緑地	大泉学園町八丁目9番2号	218.50	" 62. 4. 1

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
127	大泉風致地区 公園	大泉学園町七丁目7番26号	1,618.28	" 63. 4. 1
128	三原台 公園	三原台三丁目7番34号	5,500.80	" 63. 4. 1
129	関町北 公園	関町北五丁目12番1号	2,500.00	" 63. 4. 1
130	秋の陽 公園	光が丘二丁目5番2号	18,200.00	" 63. 4. 1
131	稲荷山 公園	大泉町一丁目3番18号	12,413.05	昭 63. 4. 1
132	田柄 緑地	田柄四丁目36番20号	528.78	" 63. 4. 1
133	長光寺橋 緑地	南田中三丁目30番11号	553.30	" 63. 4. 1
134	宮が谷戸 緑地	早宮四丁目40番14号	345.62	" 63. 4. 1
135	大泉橋戸 公園	大泉町二丁目9番34号	14,124.14	平 元. 4. 1
136	氷川台三丁目 ちびっこ 公園	氷川台三丁目33番15号	447.86	" 元. 4. 1
137	北町あおば 公園	北町二丁目41番17号	1,036.73	" 元. 4. 1
138	水と雲の 公園	向山二丁目3番18号	1,075.17	" 元. 4. 1
139	高野台 緑地	高野台二丁目3番1号	121.88	" 元. 4. 1
140	わかば 緑地	光が丘七丁目6番21号	241.95	" 元. 4. 1
141	へいわだい駅前 緑地	早宮二丁目17番45号	330.77	" 元. 4. 1
142	井頭の森 緑地	東大泉七丁目26番8号	1,908.48	" 元. 4. 1
143	和田堀 緑地	石神井町三丁目3番5号	456.98	" 元. 4. 1
144	あせび 緑地	土支田三丁目12番12号	200.52	" 元. 4. 1
145	扇山 公園	石神井台四丁目5番67号	1,140.92	" 元.10. 9
146	氷川台二丁目 緑地	氷川台二丁目7番1号	300.50	" 元.10. 9
147	豊玉錦 公園	豊玉中四丁目5番5号	1,770.54	" 2. 4. 1
148	早宮おおぞら 公園	早宮三丁目5番21号	605.78	" 2. 4. 1
149	ガラクタ 公園	貫井四丁目2番20号	2,345.98	" 2. 4. 1
150	さくらの辻 公園	上石神井三丁目19番10号	3,594.46	" 2. 4. 1
151	練馬三丁目 公園	練馬三丁目23番11号	883.75	" 2. 4. 1
152	中里泉 公園	大泉町二丁目59番45号	1,776.70	" 2. 4. 1
153	田柄西 公園	光が丘二丁目4番12号	2,794.60	" 2. 4. 1
154	若宮の森 緑地	高松二丁目20番22号	1,430.98	" 2. 4. 1
155	みやのくぼの森 緑地	大泉町六丁目22番3号	1,395.09	" 2. 4. 1
156	小竹町二丁目 緑地	小竹町二丁目62番7号	163.58	" 2. 4. 1
157	関町北五丁目 緑地	関町北五丁目19番7号	3,499.65	" 2. 4. 1

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
158	東大泉一丁目 緑地	東大泉一丁目20番11号	198.35	" 2. 4. 1
159	大泉町五丁目 緑地	大泉町五丁目17番16号	243.89	" 2. 4. 1
160	大泉なかよし 緑地	大泉学園町三丁目17番32号	241.00	" 2. 4. 1
161	南田中さくら 緑地	南田中一丁目 1 番24号	99.20	" 2. 4. 1
162	しいのみ 緑地	石神井町二丁目33番 8 号	252.49	" 2. 4. 1
163	イーグルガーデン 緑地	旭町一丁目38番14号	116.24	平 2. 4. 1
164	西長久保 緑地	大泉学園町八丁目 9 番37号	339.41	" 2.10.16
165	高塚南 緑地	関町北五丁目10番 6 号	673.39	" 2.10.16
166	北町みのり 公園	北町三丁目13番 9 号	736.00	" 3. 4. 1
167	羽沢ふじ 公園	羽沢二丁目19番 9 号	519.13	" 3. 4. 1
168	やしのみ 公園	春日町二丁目 9 番32号	534.01	" 3. 4. 1
169	緑橋児童 公園	東大泉七丁目45番14号	934.32	" 3. 4. 1
170	西大泉いずみ 公園	西大泉五丁目21番39号	705.93	" 3. 4. 1
171	春日町西 公園	春日町五丁目21番17号	2,496.01	" 3. 4. 1
172	練馬はらっぱ 公園	練馬三丁目11番 7 号	2,747.26	" 3. 4. 1
173	谷原けやき 緑地	谷原二丁目 1 番 1 号	290.67	" 3. 4. 1
174	西大泉一丁目 緑地	西大泉一丁目27番15号	345.98	" 3. 4. 1
175	東中前の森 緑地	南大泉四丁目39番24号	2,219.54	" 3. 4. 1
176	塚越の森 緑地	南田中五丁目14番31号	231.42	" 3. 4. 1
177	練馬二丁目 こだま 公園	練馬二丁目13番 1 号	2,411.46	" 3.12.12
178	桜台かしのき 緑地	桜台二丁目28番1号	351.47	" 3.12.12
179	関町北四丁目 緑地	関町北四丁目33番 5 号	197.00	" 3.12.12
180	ほしぞら 緑地	平和台三丁目17番18号	261.27	" 3.12.12
181	はなみずきのみち 緑道	豊玉北六丁目25番 1 号	361.56	" 3.12.12
182	大泉影山 公園	大泉町四丁目35番 8 号	1,576.12	" 4. 4. 1
183	中村南 公園	中村南二丁目22番 4 号	1,876.83	" 4. 4. 1
184	向山一丁目 公園	向山一丁目13番14号	410.35	" 4. 4. 1
185	高昌平 公園	高松五丁目 3 番 5 号	1,803.49	" 4. 4. 1
186	早宮史跡 公園	早宮一丁目18番23号	1,639.11	" 4. 4. 1
187	あかまつ 緑地	大泉町二丁目20番 1 号	3,116.01	" 4. 4. 1
188	下石神井一丁目 緑地	下石神井一丁目 9 番13号	245.22	" 4. 4. 1
189	南大泉三丁目 緑地	南大泉三丁目27番 6 号	337.12	" 4. 4. 1

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
190	東 早 淵 緑地	早宮一丁目24番17号	236.22	" 4.10. 8
191	平 成 公園	上石神井一丁目32番33号	3,437.97	" 5. 4. 1
192	土支田農業公園	土支田三丁目34番26号	5,084.30	" 5. 4. 1
193	向 三 谷 公園	下石神井一丁目 3 番39号	3,711.12	" 5. 4. 1
194	桜 台 ふ じ 公園	桜台四丁目21番12号	411.08	" 5. 4. 1
195	早 宮 さ つ き 公園	早宮二丁目18番33号	530.22	" 5. 4. 1
196	旭 町 二 丁 目 公園	旭町二丁目39番 1 号	1,075.99	平 5. 4. 1
197	橋 戸 新 田 公園	土支田三丁目27番29号	1,078.11	" 5. 4. 1
198	み の わ 公園	谷原一丁目20番13号	1,700.02	" 5. 4. 1
199	た か は ら 公園	谷原一丁目18番 1 号	1,003.57	" 5. 4. 1
200	どんぐり山の森 緑地	北町七丁目12番15号	2,627.48	" 5. 4. 1
201	北 町 こ ぶ し 緑地	北町五丁目 4 番25号	201.20	" 5. 4. 1
202	土支田一丁目 緑地	土支田一丁目12番23号	208.86	" 5. 4. 1
203	立 野 山 の 森 緑地	大泉学園町三丁目 9 番28号	776.01	" 5. 4. 1
204	旭 丘 な か よ し 緑地	旭丘一丁目54番 7 号	388.98	" 5. 4. 1
205	石神井町八丁目 緑地	石神井町八丁目 1 番20号	714.65	" 5. 4. 1
206	南大泉かたまち 緑地	南大泉二丁目33番29号	204.00	" 5. 7.30
207	平 成 つ つ じ 公園	練馬一丁目17番 6 号	8,643.99	" 6. 4. 1
208	す ず し ろ 西 公園	春日町六丁目 3 番14号	458.72	" 6. 4. 1
209	練 馬 四 丁 目 公園	練馬四丁目12番12号	628.14	" 6. 4. 1
210	中 ノ 宮 竹 林 公園	春日町六丁目13番28号	712.85	" 6. 4. 1
211	高 松 中 央 公園	高松四丁目24番22号	3,206.75	" 6. 4. 1
212	早 淵 の 森 緑地	早宮三丁目 5 番 6 号	1,542.77	" 6. 4. 1
213	寿 緑地	石神井町七丁目 8 番14号	234.52	" 6. 4. 1
214	梨 の 木 緑地	石神井町八丁目18番 5 号	262.42	" 6. 4. 1
215	春日町さつき 緑地	春日町二丁目30番17号	275.44	" 6. 4. 1
216	せ き ま ち 公園	関町北三丁目22番16号	639.80	" 6.10.11
217	氷川台三丁目 公園	氷川台三丁目23番 3 号	1,076.53	" 7. 4. 1
218	関町すずしろ 公園	関町南二丁目14番 6 号	1,088.66	" 7. 4. 1
219	西 六 い こ い 公園	西大泉六丁目 7 番27号	1,600.00	" 7. 4. 1
220	西 六 ふ れ あ い 公園	西大泉六丁目 6 番36号	999.44	" 7. 4. 1
221	泉 新 公園	三原台三丁目29番18号	1,139.74	" 7. 4. 1

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
222	くりのみ 緑地	石神井台二丁目29番42号	204.67	" 6.10.11
223	三原 緑地	三原台一丁目22番15号	309.48	" 6.10.11
224	下の屋敷 緑地	高野台一丁目7番18号	320.00	" 6.12.1
225	陽だまり 緑地	富士見台一丁目22番7号	221.67	" 7.4.1
226	どれみふぁ 緑地	小竹町一丁目69番21号	240.52	" 7.4.1
227	影山の森 緑地	大泉学園町四丁目15番15号	2,915.44	" 7.4.1
228	元締山の森 緑地	南田中五丁目3番12号	1,042.84	" 7.4.1
229	高野台かいどう 緑地	高野台四丁目21番24号	290.57	平 7.4.1
230	西大泉もみじ 緑地	西大泉五丁目29番27号	365.71	" 7.4.1
231	大関山の森 緑地	関町北四丁目33番19号	2,490.39	" 7.4.1
232	向三谷 緑地	下石神井一丁目1番16号	239.47	" 7.4.1
233	翠泉 公園	石神井台三丁目40番2号	780.11	" 7.6.30
234	石神井町こぶし 緑地	石神井町八丁目10番18号	215.00	" 7.6.30
235	関町南くすのき 緑地	関町南一丁目9番47号	411.36	" 7.6.30
236	宮前 緑地	石神井町四丁目12番6号	434.77	" 7.6.30
237	神明ふれあい 緑地	光が丘二丁目2番2号	862.00	" 7.10.11
238	東大泉木もれ陽 公園	東大泉六丁目36番5号	1,100.00	" 7.12.19
239	田柄おさんぼ 緑地	田柄四丁目42番6号	197.15	" 7.12.19
240	関北あかしあ 緑地	関町北五丁目18番17号	155.92	" 7.12.19
241	旭町はんの木 緑地	旭町二丁目9番4号	637.50	" 7.12.19
242	高野台三丁目 緑地	高野台三丁目25番17号	375.36	" 7.12.19
243	氷川台さくら 公園	氷川台四丁目34番1号	602.08	" 8.4.1
244	アポロ 公園	土支田一丁目21番12号	792.35	" 8.4.1
245	中村北 公園	中村北二丁目21番1号	1,977.70	" 8.4.1
246	東大泉六丁目 緑地	東大泉六丁目45番3号	703.12	" 8.4.1
247	貫井まんさく 緑地	貫井三丁目52番13号	236.31	" 8.4.1
248	石神井台くすのき 緑地	石神井台二丁目9番14号	315.44	" 8.4.1
249	くりの木の森 緑地	大泉学園七丁目17番40号	976.76	" 8.4.1
250	憩いの丘 公園	東大泉三丁目54番1号	739.76	" 8.6.28
251	緑風 公園	光が丘三丁目8番13号	707.24	" 8.6.28
252	立野 公園	立野町32番1号	21,853.96	" 8.7.28
253	立野町水道端 緑地	立野町15番36号	182.40	" 8.6.28

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
254	井頭泉緑地	東大泉七丁目34番47号	384.60	" 8. 6.28
255	東大泉つばき緑地	東大泉五丁目14番2号	842.30	" 8. 6.28
256	大泉中島公園	大泉学園町二丁目2番2号	1,307.88	" 8.10. 9
257	あかしあ東緑地	東大泉五丁目40番45号	238.15	" 8.10. 9
258	学園原っぱ公園	大泉学園町二丁目27番24号	1,804.89	" 9. 4. 1
259	竹下ひだまり公園	関町南二丁目8番3号	606.89	" 9. 4. 1
260	みのり緑地	土支田三丁目18番14号	306.31	" 9. 4. 1
261	おもかげの森緑地	大泉学園町六丁目3番37号	1,975.18	" 9. 4. 1
262	西大泉さくら緑地	西大泉五丁目3番27号	1,607.67	平 9. 4. 1
263	ねむの木緑地	高松三丁目18番4号	238.13	" 9. 4. 1
264	中郷緑地	高野台一丁目23番23号	251.80	" 9. 4. 1
265	蕪ヶ谷戸緑地	富士見台一丁目22番28号	259.46	" 9. 4. 1
266	学園びわのみ緑地	大泉学園町八丁目36番3号	269.81	" 9. 4. 1
267	おひさま公園	練馬四丁目29番9号	594.02	" 9.10. 8
268	みちのべ緑地	北町三丁目7番6号	214.75	" 9.10. 8
269	ほそがみ緑地	早宮一丁目42番18号	194.75	" 9.10. 8
270	桜童園緑地	三原台一丁目11番28号	196.88	" 9.10. 8
271	大門北緑地	石神井台三丁目1番40号	213.67	" 9.10. 8
272	大門南緑地	石神井台三丁目1番4号	67.34	" 9.10. 8
273	中前新田緑地	南大泉三丁目14番20号	97.94	" 9.10. 8
274	西仲通緑地	富士見台三丁目45番1号	199.59	" 9.10. 8
275	石神こぶし緑地	石神井町八丁目42番31号	492.59	" 9.12.22
276	東大泉あけぼの緑地	東大泉七丁目38番20号	277.76	" 10. 4. 1
277	向山ヶ谷戸緑地	向山三丁目9番31号	315.72	" 10. 4. 1
278	西大泉ゆりのき緑地	西大泉四丁目9番4号	194.98	" 10. 4. 1
279	中里みどり公園	大泉町一丁目19番39号	554.00	" 10. 4. 1
280	小関ふれあい公園	石神井台七丁目24番14号	1,241.00	" 10. 4. 1
281	ゆたか公園	豊玉北二丁目19番2号	795.00	" 10.10. 9
282	東大泉二丁目公園	東大泉二丁目11番22号	420.90	" 11. 4. 1
283	北町やまびこ公園	北町六丁目32番34号	675.03	" 11. 4. 1
284	立野山さくら緑地	大泉学園町三丁目6番43号	274.58	" 10. 6.22
285	三原台もくれん緑地	三原台三丁目1番9号	109.90	" 10. 6.22

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
286	くらまえ 緑地	下石神井六丁目39番3号	258.41	" 10.10.9
287	中 耕 地 緑地	大泉町四丁目24番33号	267.86	" 10.12.14
288	石神井町七丁目 緑地	石神井町七丁目3番22号	203.67	" 10.12.14
289	東大泉マロニエ 緑地	東大泉六丁目49番31号	353.54	" 11.4.1
290	南大泉やまもも 緑地	南大泉六丁目11番30号	205.42	" 11.4.1
291	貫 井 南 公園	貫井三丁目12番1号	596.56	" 11.6.28
292	久 保 前 緑地	西大泉四丁目12番5号	192.42	" 11.6.28
293	中 の 台 緑地	谷原三丁目25番11号	198.00	" 11.6.28
294	上 田 柄 緑地	田柄三丁目17番29号	221.97	" 11.6.28
295	西大泉しずか 緑地	西大泉四丁目3番50号	203.00	平 11.10.12
296	西 原 緑地	南大泉二丁目3番6号	123.53	" 11.10.12
297	橋 戸 北 原 緑地	大泉町三丁目27番4号	137.28	" 11.10.12
298	光が丘ゆりのき 緑地	光が丘一丁目4番2号	682.60	" 12.4.1
299	中郷いこいの 緑地	高野台四丁目4番31号	118.77	" 12.4.1
300	環七くすのき 緑地	羽沢一丁目21番3号	587.00	" 12.4.1
301	二 本 松 緑地	南大泉二丁目5番13号	211.23	" 12.4.1
302	富 士 下 緑地	大泉町一丁目28番24号	868.93	" 12.4.1
303	くまのやま 緑地	桜台三丁目6番1号	145.12	" 12.4.1
304	まきの木 緑地	高野台五丁目3番24号	372.91	" 12.7.17
305	田柄なごみ 緑地	田柄三丁目6番10号	311.69	" 12.7.17
306	武蔵関駅前 緑地	関町北一丁目22番3号	118.55	" 12.7.17
307	三原台ふれあい 緑地	三原台三丁目5番24号	266.13	" 12.12.18
308	希 望 が 丘 緑地	早宮一丁目15番15号	118.95	" 12.12.18
309	一 本 松 緑地	富士見台四丁目29番19号	137.63	" 12.12.18
310	早実ランド記念 公園	関町北五丁目16番2号	610.45	" 13.4.1
311	春日なかよし 公園	春日町二丁目7番16号	1,090.50	" 13.4.1
312	石神井えのき 緑地	石神井町七丁目25番15号	154.56	" 13.4.1
313	た ち の 西 緑地	関町東二丁目7番5号	350.82	" 13.4.1
314	新桜台もくせい 緑地	羽沢二丁目1番20号	604.58	" 13.4.1
315	環七とよきた 緑地	豊玉北三丁目17番17号	732.69	" 13.4.1
316	越後山の森 緑地	大泉町一丁目19番40号	2,906.00	" 13.4.1
317	春日町三丁目 公園	春日町三丁目10番7号	406.95	" 13.7.12

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
318	関町南千川 緑地	関町南一丁目11番15号	196.14	" 13. 7.12
319	西原けやき 緑地	南大泉二丁目1番23号	161.92	" 13. 7.12
320	三ツ塚けやき 緑地	関町南四丁目17番2号	312.44	" 13. 7.12
321	中里さくらの森 緑地	大泉町一丁目19番37号	1,429.48	" 13. 7.12
322	平和台かきのき 緑地	平和台二丁目40番1号	378.03	" 13. 7.12
323	大泉町あじさい 緑地	大泉町三丁目38番19号	200.30	" 13. 7.12
324	春日ひだまり 緑地	春日町一丁目20番14号	120.00	" 13.12.17
325	平和台梨の木 緑地	平和台四丁目12番4号	181.51	" 13.12.17
326	東大泉こぶし 緑地	東大泉五丁目18番1号	184.13	" 13.12.17
327	ゆたか 緑地	豊玉北二丁目7番13号	311.70	" 13.12.17
328	登戸(のぼっと) 公園	西大泉一丁目27番35号	1,079.85	平 14. 4. 1
329	栄町 公園	栄町16番4号	596.70	" 14. 4. 1
330	和田堀こぶし 緑地	石神井町一丁目18番11号	290.06	" 14. 4. 1
331	平和台もものき 緑地	平和台三丁目14番11号	213.15	" 14. 4. 1
332	三ツ塚はなみずき 公園	関町南四丁目22番8号	846.57	" 14.12.18
333	むくのき 公園	石神井町二丁目18番7号	2,197.85	" 14.12.18
334	久保新田さくら 公園	西大泉四丁目16番1号	3,858.00	" 15. 4. 1
335	平和台藤の花 緑地	平和台三丁目7番5号	94.43	" 14.12.18
336	学田西さくら 緑地	中村南一丁目12番1号	189.40	" 14.12.18
337	そらしど 緑地	小竹町二丁目45番1号	592.53	" 15. 4. 1
338	水琴 緑地	小竹町一丁目73番1号	281.16	" 15. 4. 1
339	みずき 緑地	練馬一丁目15番7号	227.66	" 15. 4. 1
340	中村二丁目街かど 緑地	中村二丁目2番8号	92.90	" 15. 4. 1
341	西大泉三丁目街かど 緑地	西大泉三丁目29番9号	100.37	" 15. 4. 1
342	旭町一丁目 緑地	旭町一丁目7番1号	94.48	" 15. 4. 1
343	大門辻広場 緑地	高松六丁目10番13号	137.00	" 15. 4. 1
344	中村西さくら 緑地	中村北四丁目19番5号	199.80	" 15. 6.30
345	下屋敷こぶし 緑地	東大泉二丁目11番10号	145.35	" 15. 6.30
346	大六くすのき 緑地	大泉町六丁目27番13号	256.73	" 15.10.20
347	高松二丁目さくら 緑地	高松二丁目27番4号	210.89	" 15.10.20
348	田柄川にしき 緑地	錦一丁目40番5号	345.67	" 15.10.20
349	大泉さくら運動 公園	大泉学園町9丁目4番5号	43,797.42	" 16. 4. 1

【都市公園】

	公 園 名	位 置	面 積 m ²	開園年月日 移管年月日
350	久保新田こぶし 公園	西大泉町四丁目23番5号	1,000.00	" 16. 4. 1
351	中村北あかしあ 緑地	中村北二丁目9番4号	202.56	" 16. 4. 1
352	春日町かしのき 緑地	春日町五丁目35番5号	688.39	" 16. 6.23
353	石神井台やすらぎ 緑地	石神井台七丁目23番23号	210.00	" 16. 6.23
354	さくらの小径 緑地	田柄二丁目41番22号	103.39	" 16. 6.23
355	石神井台うぐいす 緑地	石神井台七丁目22番21号	278.28	" 16.12.14
356	なんじゃもんじゃ 緑地	春日町四丁目26番29号	190.77	" 16.12.14
357	関町風の道 公園	関町北四丁目25番11号	1,955.17	" 17. 4. 1
358	小関ゆずりは 緑地	石神井台八丁目18番14号	202.58	" 17. 7.25
359	貫井一丁目 緑地	貫井一丁目29番22号	109.04	" 17. 7.25
360	三ツ塚南 緑地	関町南四丁目22番1号	1,118.66	" 17. 7.25
361	沼 辺 緑地	石神井台六丁目2番6号	255.74	平 17. 7.25
362	白子川さくら 緑地	大泉町六丁目25番2号	206.63	" 17.12.16
363	あらいまえ 緑地	西大泉一丁目36番35番	251.33	" 17.12.16
364	石神井台かいどう 緑地	石神井台五丁目11番29号	282.43	" 17.12.16
365	春五やまもも 緑地	春日町五丁目33番11号	99.80	" 17.12.16
366	三原台ののはな 公園	三原台二丁目11番5号	857.84	" 18. 4. 1
367	風の丘 公園	大泉町一丁目44番26番	3,827.90	" 18. 4. 1
368	新場の森 公園	春日町六丁目9番24号	1,735.44	" 18. 4. 1
369	けんか広場 公園	石神井台三丁目8番7号	1,014.72	" 18. 4. 1
370	練馬二丁目 緑地	練馬二丁目29番29号	116.10	" 18. 4. 1
371	早宮どんぐり 緑地	早宮三丁目33番15号	174.82	" 18. 4. 1
372	土支田四丁目 緑地	土支田四丁目5番13号	211.74	" 18. 4. 1
373	南大泉実りの 緑地	南大泉二丁目5番7号	258.20	" 18. 4. 1
374	越後山北 緑地	大泉町一丁目26番21号	334.72	" 18. 6.29
375	やまぼうし 緑地	石神井町八丁目42番9号	95.22	" 18. 6.29
376	北田中 緑地	三原台一丁目15番5号	110.80	" 18.10.13
377	下石神井ふれあい 緑地	下石神井一丁目3番9号	111.40	" 18.10.13
378	谷原やまぼうし 緑地	谷原五丁目13番36号	128.00	" 18.10.13
379	石神井台二丁目 緑地	石神井台二丁目8番6号	98.84	" 18.10.13
380	南 泉 公園	南大泉一丁目15番16号	788.73	" 19. 4. 1
381	北町ふれあい 公園	北町二丁目17番6	2,460.27	" 19. 4. 1

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
382	ばなな公園	田柄五丁目3番6号	1,276.54	" 19. 4. 1
383	富士見ランド公園	貫井三丁目25番14号	1,017.39	" 19. 4. 1
384	さくら公園	大泉学園町六丁目4番23号	1,610.13	" 19. 4. 1
385	音大通り広場 緑地	栄町38番5	117.74	" 19. 4. 1
386	おくらやまの森 緑地	南田中四丁目18番20号	659.65	" 19. 4. 1
387	かなで 緑地	小竹町二丁目79番5号	137.70	" 19. 4. 1
388	平和台三丁目 緑地	平和台三丁目2番12号	90.84	" 19. 4. 1
389	シダ公園	桜台五丁目22番19号	889.87	" 20. 4. 1
390	南田中 いちよう並木公園	南田中一丁目12番4号	947.38	" 20. 4. 1
391	石庭の森 緑地	東大泉七丁目50番48号	2,505.03	" 20. 4. 1
392	みその 緑地	大泉町六丁目28番6号	899.18	" 20. 4. 1
393	電車の見える公園	北町一丁目38番23号	3,579.24	" 21. 1. 1
394	むさしの広場公園	西大泉六丁目19番39号	1,335.65	平 21. 4. 1
395	関町南さくら 緑地	関町南四丁目13番20号	275.20	" 20.12.15
396	豊玉さくら公園	豊玉中三丁目16番1号	1,261.47	" 21.6.18
397	学園もくれん 緑地	大泉学園町七丁目19番35号	218.21	" 21.6.18
398	早宮こかげ 緑地	早宮四丁目12番18号	439.54	" 21.10.20
399	早宮の森 緑地	早宮四丁目13番36号	903.45	" 21.10.20
400	みんなの広場公園	石神井町八丁目41番2号	3,680.95	" 22. 4. 1
401	貫井川 緑地	貫井一丁目23番17号	690.08	" 22. 4. 1
402	大泉町 もみじやま公園	大泉町三丁目23番1号	18,897.48	" 23. 4. 1
403	ともだち公園	田柄五丁目20番5号	1,220.00	" 23. 4. 1
404	学園もみじ 緑地	大泉学園町七丁目19番38号	59.35	" 22.10.18
405	大泉学園町 希望が丘公園	大泉学園町九丁目1番2号	20,006.35	" 23. 4. 4
406	高野台えごのき 緑地	高野台五丁目22番12号	96.03	" 23.10.17
407	田柄おがたま 緑地	田柄三丁目10番27号	92.65	" 23.12.19
408	中村かしわ公園	中村一丁目17番1号	14,674.41	" 24. 3. 1
409	高松大門公園	高松六丁目30番1号	1,746.08	" 24. 4. 1
410	土支田ハンカチ の 緑地	土支田二丁目40番6号	317.95	" 24. 4. 1
411	西大泉マロニエ 緑地	西大泉五丁目30番14号	300.74	" 24. 4. 1
412	石神井町四丁目 緑地	石神井町四丁目7番10号	126.01	" 24.10.15
413	稲荷山 緑地	土支田四丁目18番17号	383.03	" 24.10.15

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
414	おくらやま西 緑地	南田中四丁目18番10号	189.37	" 24.12.25
415	南大泉三丁目第 二 緑地	南大泉三丁目18番15号	102.21	" 24.12.25
416	大泉学園町三丁目 緑地	大泉学園町三丁目9番10号	205.00	" 25. 3.18
417	平和台一丁目 緑地	平和台一丁目38番6号	102.95	" 25. 3.18
418	石神井台しらかし 緑地	石神井台二丁目35番47号	166.20	" 25. 3.18
419	はるさん 公園	春日町三丁目26番5号	1,506.19	" 25. 4. 1
420	北町上宿 公園	北町二丁目34番1号	1,400.49	" 25. 4. 1
421	高野台四丁目 緑地	高野台四丁目27番3号	96.33	" 25. 6.28
422	薬医門南 緑地	谷原三丁目4番16号	194.91	" 25. 6.28
423	向山城南 緑地	向山二丁目17番8号	107.08	" 25.10.17
424	田柄四丁目 緑地	田柄四丁目27番30号	97.38	" 25.12.16
425	桜台五丁目 緑地	桜台五丁目18番18号	111.05	" 25.12.16
426	石神井 松の風文化 公園	石神井台一丁目33番44号	47,735.24	" 26. 4. 1
427	土支田みどりの 公園	土支田三丁目41番1号	656.88	平 26. 4. 1
428	さくらのひかり 公園	大泉町一丁目45番26号	625.49	" 26. 4. 1
429	土支田 ひとやすみ 緑地	土支田二丁目17番18号	54.01	" 26. 4. 1
430	さくら原っぱ 緑地	南田中一丁目13番7号	474.89	" 26. 6.23
431	大関山南 緑地	関町北四丁目16番31号	99.22	" 26.10.20
432	谷原六丁目緑地 緑地	谷原六丁目1番28号	327.50	" 26.12.12
433	春日町四丁目 緑地	春日町四丁目1番17号	97.95	" 27. 3.16
434	こどもの森 緑地	羽沢二丁目32番7号	3,663.00	" 27. 4. 1
435	土支田の森 公園	土支田二丁目19番10号	2,587.46	" 27. 4. 1
436	土支田なごみ 公園	土支田二丁目38番1号	1,900.22	" 27. 4. 1
437	土支田なごみ 緑地	土支田二丁目38番8号	227.71	" 27. 4. 1
438	オリーブ 緑地	土支田三丁目8番16号	279.10	" 27. 6. 30
439	桜台こかげ 緑地	桜台五丁目45番8号	224.21	" 27. 6. 30
440	東大泉五丁目 緑地	東大泉五丁目17番20号	92.29	" 27. 6. 30
441	関町南ふれあい 緑地	関町南四丁目16番20号	190.52	" 27. 12. 14
442	下石神井三丁目 緑地	下石神井三丁目23番28号	376.55	" 28. 3. 14
443	春日町一丁目 緑地	春日町一丁目19番13号	204.84	" 28. 3. 14
444	西大泉こさくら ば 緑地	西大泉五丁目25番42号	7,103.65	" 28. 4. 1
445	南大泉四丁目 緑地	南大泉四丁目5番11号	959.58	" 28. 4. 1

【都市公園】

	公園名	位置	面積 m ²	開園年月日 移管年月日
446	小竹向原 緑地	小竹町二丁目1番2号	180.14	" 28. 6. 20
447	つ の の 山 緑地	田柄四丁目37番13号	126.51	" 28. 10. 17
448	大泉学園町 八丁 緑地	大泉学園町八丁目25番26号	306.85	" 28. 12. 12
449	ほ ほ え み 緑地	石神井町三丁目23番9号	175.28	" 29. 3. 16
450	中里郷土の森 緑地	大泉町一丁目51番2号	2,500.89	" 28. 3. 25
451	土支田けやき 公園	土支田二丁目12番2号	3,150.69	" 29. 4. 1
452	いずみの里 公園	大泉学園町三丁目5番5号	3,057.29	" 29. 4. 1
453	谷原一丁目 緑地	谷原一丁目4番21号	189.10	" 29. 7. 10
454	向山四丁目 緑地	向山四丁目29番25号	225.33	" 29. 10. 16
455	向山四丁目 さく 緑地	向山四丁目9番24号	210.15	" 30. 10. 18
456	高松三丁目 緑地	高松三丁目10番14号	322.13	" 30. 10. 18
457	北町八丁目 緑地	北町八丁目12番36号	275.05	" 30. 12. 17
458	高野台四丁目 つ 緑地	高野台四丁目7番24号	158.48	" 31. 3.11
459	練馬総合運動場 公園	練馬二丁目29番10号	30,612.06	" 31. 4. 1
460	田柄こぶし 緑地	田柄二丁目23番11号	618.03	平 31. 4. 1
461	こまどり 公園	下石神井五丁目17番22号	1,963.61	" 31. 4. 1
462	本陣跡地 緑地	北町二丁目36番1号	193.24	" 31. 4. 1
463	こぐれこぶし 公園	大泉学園町四丁目9番34号	600.01	令 元. 11. 5
464	あさいち 緑地	旭町一丁目32番9号	156.19	" 元. 12. 16
465	上石神井 こ 公園	上石神井三丁目2番26号	6,259.12	" 2. 4. 1
466	土支田エイト 公園	土支田一丁目35番2号	1,304.06	" 2. 4. 1
467	谷原ひばり 緑地	谷原五丁目13番18号	100.99	" 2. 6. 22
468	立 野 緑地	立野町30番19号	322.84	" 2. 12. 14
469	春日町さくら 緑地	春日町六丁目7番23号	239.70	" 3. 6. 21
470	谷原三丁目 緑地	谷原三丁目8番22号	219.00	" 3. 12. 13
471	谷原ハンカチの 木 緑地	谷原五丁目11番3号	423.70	" 4. 3. 16
472	春日町つつじ 緑地	春日町一丁目17番5号	226.99	" 4. 10. 17
473	石神井町二丁目 緑地	石神井町二丁目34番7号	323.73	" 4. 10. 17
474	みなみ菜の花 緑地	上石神井南町11番24号	377.81	" 5. 3. 13
475	南高松の森 緑地	高松二丁目14番4号	3,175.82	" 6. 4. 1
	計	475	995,957.29	

【児童遊園】

	公 園 名	位 置	面 積 m ²	開園年月日 移管年月日
1	氷 川 児 童 遊 園	氷川台四丁目47番3号	495.86	昭 27. 7. 1
2	仲 町 西	平和台二丁目37番5号	743.27	" 28. 5.18
3	ふ た ば	早宮三丁目41番21号	612.00	" 33. 3. 1
4	ひ ぼ り が 丘	氷川台四丁目20番3号	688.45	" 33.12.26
5	羽 沢	羽沢二丁目13番17号	413.15	" 40. 4. 1
6	た じ ま	貫井四丁目22番13号	525.04	" 40. 4. 1
7	富 士 見 台	富士見台三丁目25番1号	463.27	" 40. 4. 1
8	東 大 泉	東大泉一丁目15番11号	422.21	" 41. 3. 1
9	東 映 前	東大泉二丁目35番24号	309.28	" 41. 3. 1
10	小 関	石神井台八丁目14番2号	485.16	" 41. 3. 1
11	高 野 台	高野台三丁目24番14号	452.30	" 41. 3. 1
12	え ご の み	旭丘一丁目44番8号	412.13	" 41. 7. 7
13	石 神	石神井町八丁目21番7号	704.06	" 42. 3. 1
14	田 柄	田柄二丁目3番1号	495.80	" 42. 3.15
15	小 竹	小竹町一丁目22番6号	375.50	" 42. 4. 1
16	北 田 中	三原台一丁目19番1号	636.51	" 42. 4. 1
17	上 久 保	下石神井六丁目1番18号	1,069.21	" 43. 4. 1
18	北 大 泉	大泉町五丁目5番12号	497.56	" 43. 9.17
19	い ず み	南大泉三丁目29番22号	632.00	" 44. 4. 1
20	立 野	立野町18番22号	517.04	" 44. 4. 1
21	桜 台	桜台一丁目46番10号	437.71	" 44. 9. 1
22	ゆ り の き	早宮四丁目10番31号	496.31	" 45. 5.20
23	北 町 三 丁 目	北町三丁目14番14号	429.73	" 45. 5. 1
24	東 大 泉 南	東大泉六丁目8番42号	452.12	" 45. 5.20
25	関 町 北	関町北五丁目8番21号	923.12	" 45. 7.15
26	さ か え	栄町15番7号	537.31	" 45.12.12
27	旭 町	旭町一丁目11番6号	495.85	" 46. 4. 3
28	南 田 中	南田中二丁目18番2号	626.59	" 46. 5. 1
29	む さ し の	西大泉五丁目36番4号	642.83	" 46. 5. 1
30	高 松 二 丁 目	高松二丁目7番5号	491.35	" 46. 5.20
31	く り や ま	練馬二丁目18番14号	504.01	" 46. 5.20
32	中 村 富 士	中村一丁目16番13号	429.77	" 47. 4.11

【児童遊園】

	公 園 名	位 置	面 積 m ²	開園年月日 移管年月日
33	中 新 井 川 児 童 遊 園	豊玉南三丁目27番31号	2,288.61	昭 47. 4. 20
34	つ つ じ 山 "	土支田一丁目37番 1 号	743.23	" 47. 11. 30
35	さ く ら "	栄町40番11号	614.91	" 47. 12. 23
36	あ ざ み "	下石神井四丁目20番15号	457.60	" 48. 4. 16
37	は ぎ の き "	春日町二丁目28番27号	507.19	" 48. 5. 24
38	北 大 泉 第 二 "	大泉町三丁目 2 番 3 号	726.73	" 48. 5. 24
39	ど ん ぐ り "	土支田二丁目32番 9 号	528.58	" 49. 3. 20
40	竹 の こ "	関町南一丁目 4 番36号	495.87	" 49. 4. 1
41	学 園 "	大泉学園町六丁目11番 3 号	480.92	" 49. 4. 1
42	ひ ま わ り "	谷原二丁目 6 番 5 号	204.01	" 49. 7. 31
43	日 の 出 "	関町東一丁目 3 番 2 号	495.15	" 49. 12. 2
44	原 久 保 "	上石神井南町 7 番14号	288.74	" 50. 7. 2
45	上 田 柄 "	田柄三丁目17番13号	616.51	" 50. 7. 2
46	豊 玉 な か よ し "	豊玉中一丁目 3 番 3 号	396.70	" 51. 4. 1
47	さ ん か く "	関町南四丁目15番 8 号	688.90	" 51. 4. 1
48	こ ば と "	向山二丁目10番 5 号	495.86	" 51. 4. 1
49	あ さ が お "	石神井台四丁目 1 番26号	700.12	" 51. 4. 1
50	谷 原 "	谷原六丁目20番26号	288.96	" 51. 4. 1
51	杉 の 子 "	桜台三丁目34番11号	538.58	" 51. 4. 1
52	あ け ぼ の "	石神井台五丁目17番23号	299.82	" 51. 12. 27
53	そ よ か ぜ "	谷原三丁目 8 番30号	123.32	" 51. 12. 27
54	す み れ "	土支田三丁目21番 9 号	120.89	" 51. 12. 27
55	あ さ ひ "	旭町一丁目27番16号	119.48	" 51. 12. 27
56	や ま ば と "	大泉学園町六丁目21番32号	146.07	" 51. 12. 27
57	あ や め "	西大泉一丁目14番 3 号	134.75	" 51. 12. 27
58	ち ど り "	中村一丁目 8 番14号	258.20	" 51. 12. 27
59	く り や ば し "	大泉町六丁目15番 5 号	789.56	" 52. 4. 1
60	関 越 下 "	大泉町二丁目 1 番28号	476.00	" 52. 4. 1
61	つ く し "	高松六丁目33番 3 号	551.75	" 52. 4. 1
62	貫 井 北 "	貫井五丁目15番19号	741.62	" 52. 4. 1
63	南 大 泉 "	南大泉二丁目 1 番19号	274.37	" 52. 4. 1
64	中 村 "	中村一丁目14番11号	321.21	昭 52. 10. 11

【児童遊園】

	公 園 名	位 置	面 積 m ²	開園年月日 移管年月日
65	あ す な ろ 児童遊園	南田中一丁目13番14号	206.29	〃 52.10.11
66	南 大 泉 第 二 〃	南大泉三丁目1番13号	341.77	〃 52.12.15
67	西 大 泉 〃	西大泉四丁目12番11号	311.46	〃 53. 4. 1
68	上 石 神 井 〃	上石神井三丁目7番2号	197.10	〃 53.10. 6
69	井 頭 西 〃	南大泉四丁目30番22号	314.08	〃 53.10. 6
70	春 日 〃	春日町三丁目10番22号	263.84	〃 54. 3.14
71	関 町 北 第 二 〃	関町北四丁目35番20号	247.82	〃 54. 7. 5
72	中 村 第 二 〃	中村南一丁目22番15号	200.05	〃 54. 7. 5
73	ふ じ い ち 〃	富士見台一丁目8番18号	187.11	〃 54. 9.18
74	西 泉 〃	西大泉二丁目13番11号	271.29	〃 54. 9.18
75	あ お ぞ ら 〃	大泉町六丁目28番21号	308.03	〃 54. 9.18
76	や ま び こ 〃	南田中四丁目22番10号	261.23	〃 54. 9.18
77	庄 部 〃	南大泉二丁目27番2号	255.78	〃 54.12.15
78	わ ら べ 〃	北町六丁目16番1号	1,084.67	〃 55. 4. 1
79	関 町 一 丁 目 〃	関町南二丁目15番22号	684.72	〃 55. 4. 1
80	し ゃ く い ち 〃	石神井町一丁目21番7号	261.85	〃 55. 4. 1
81	二 之 橋 〃	高野台二丁目10番1号	889.59	〃 55. 4. 1
82	お ざ く 〃	西大泉六丁目13番36号	207.06	〃 55. 4. 1
83	お は よ う 〃	石神井台六丁目2番3号	224.33	〃 55. 7.15
84	上 石 千 川 〃	上石神井一丁目8番3号	922.70	〃 55. 7.15
85	泉 が 丘 〃	大泉学園町三丁目7番11号	535.70	〃 55. 7.15
86	に し き 〃	錦一丁目27番2号	458.47	〃 56. 3.30
87	貫 井 五 丁 目 〃	貫井五丁目13番24号	261.58	〃 56. 3.30
88	か し の き 〃	南田中三丁目28番6号	453.13	〃 56. 3.30
89	び く に 〃	三原台二丁目21番18号	2,252.62	〃 56. 8. 1
90	豊 玉 北 〃	豊王北三丁目7番8号	778.46	〃 56.10. 6
91	ゆ う や け 〃	石神井台六丁目5番4号	230.57	〃 56.10. 6
92	ま つ む し 〃	南大泉二丁目19番16号	287.87	〃 56.10. 6
93	ひ よ ど り 〃	南大泉六丁目10番6号	561.28	〃 56.10. 6
94	西 大 泉 あ さ ひ 〃	西大泉五丁目25番10号	284.96	〃 56.12.11
95	し い の き 〃	石神井台五丁目22番35号	248.77	〃 57. 3.29
96	む く の き 〃	大泉学園町二丁目32番24号	267.53	昭 57. 3.29

【児童遊園】

	公 園 名	位 置	面 積 m ²	開園年月日 移管年月日
97	わかくさ 児童遊園	関町南三丁目12番16号	259.94	〃 56.10. 6
98	西大泉さかい	〃 西大泉六丁目23番 3号	241.46	〃 57. 7. 7
99	高松六丁目	〃 高松六丁目12番12号	394.20	〃 57. 7. 7
100	千 川 北	〃 関町南三丁目 7 番25号	340.03	〃 57. 7. 7
101	三原台二丁目	〃 三原台二丁目18番17号	409.54	〃 57.10. 8
102	高野台つつじ	〃 高野台一丁目21番17号	214.07	〃 58. 3.16
103	関北けやき	〃 関町北三丁目43番40号	321.70	〃 58. 3.16
104	こもれび	〃 豊王中四丁目12番11号	385.56	〃 58.10. 4
105	さざんか	〃 石神井台八丁目10番 3号	205.82	〃 59. 3.21
106	富 士	〃 高松一丁目38番19号	215.10	〃 59. 7.12
107	氷川台四丁目	〃 氷川台四丁目49番16号	220.00	〃 59. 7.12
108	つくしの子	〃 東大泉二丁目15番11号	462.75	〃 59. 7.12
109	南 泉 台	〃 南大泉一丁目22番45号	454.00	〃 60. 3.26
110	北 宮	〃 早宮四丁目17番 7号	479.07	〃 60. 3.26
111	東 早 淵	〃 早宮一丁目18番17号	268.07	〃 60. 7.24
112	早 一 中 央	〃 早宮一丁目10番12号	431.83	〃 62. 4. 1
113	も く ば	〃 旭町一丁目16番 1号	407.42	〃 62. 4. 1
114	梅 の 木	〃 南大泉一丁目 6 番22号	567.59	〃 63. 4. 1
115	西 の 台	〃 高松五丁目 7 番 3号	201.84	〃 63. 4. 1
116	高野台三丁目	〃 高野台三丁目16番23号	263.57	〃 63. 4. 1
117	青 葉	〃 関町南一丁目 1 番20号	252.03	平元. 4. 1
118	八 幡	〃 土支田四丁目23番12号	298.80	〃 元. 4. 1
119	大 星	〃 南大泉三丁目19番 1号	198.37	〃 元. 4. 1
120	か み た け	〃 関町北三丁目20番17号	183.20	〃 元. 4. 1
121	ぞ う さ ん	〃 富士見台三丁目18番 1号	540.05	〃 元. 4. 1
122	は ない ず み	〃 南大泉五丁目22番 3号	217.80	〃 元.10. 9
123	石神井台七丁目	〃 石神井台七丁目24番45号	372.37	〃 元.10. 9
124	南大泉四丁目	〃 南大泉四丁目32番 3号	311.58	〃 2. 4. 1
125	貫井むくどり	〃 貫井三丁目29番 6号	198.42	〃 2.10.16
126	関町南べんぎん	〃 関町南一丁目 7 番15号	253.46	〃 2.10.16
127	石神井台八丁目	〃 石神井台八丁目 5 番25号	444.66	〃 3. 4. 1
128	び く に 西	〃 大泉町六丁目 3 番15号	188.33	平 3.12.12

【児童遊園】

	公 園 名	位 置	面 積 m ²	開園年月日 移管年月日
129	和 田 児 童 遊 園	石神井町二丁目28番30号	379.06	〃 3.12.12
130	も ち の 木	〃 石神井町六丁目17番10号	465.63	〃 3.12.12
131	西 大 泉 五 丁 目	〃 西大泉五丁目9番29号	228.15	〃 4.4.1
132	富 士 見 台 四 丁 目	〃 富士見台四丁目18番9号	192.88	〃 4.10.8
133	南 大 泉 五 丁 目	〃 南大泉五丁目6番7号	326.03	〃 4.10.8
134	大 泉 町 三 丁 目	〃 大泉町三丁目26番47号	503.08	〃 5.4.1
135	学 園 み ど り	〃 大泉学園町五丁目10番30号	386.40	〃 5.4.1
136	石 神 井 町 八 丁 目	〃 石神井町八丁目1番11号	848.46	〃 5.4.1
137	学 園 さ く ら	〃 大泉学園町七丁目19番34号	268.88	〃 5.4.1
138	東 大 泉 第 二	〃 東大泉一丁目3番3号	566.50	〃 5.4.1
139	な ん ご う	〃 高野台三丁目19番2号	528.77	〃 5.4.1
140	石 神 井 つ ば め	〃 石神井町二丁目3番4号	509.34	〃 5.4.1
141	し も た け	〃 関町東二丁目4番17号	240.62	〃 5.4.1
142	南 大 泉 三 丁 目	〃 南大泉三丁目19番6号	228.97	〃 5.7.30
143	き き ょ う	〃 西大泉四丁目4番15号	221.95	〃 5.7.30
144	小 関 第 二	〃 石神井台七丁目23番17号	227.35	〃 5.7.30
145	か わ き た	〃 関町北五丁目5番18号	211.17	〃 5.7.30
146	む か い は ら	〃 向山四丁目4番14号	387.87	〃 5.7.30
147	く ろ ま つ	〃 南大泉五丁目22番12号	197.23	〃 5.7.30
148	平 和 台 え の き	〃 平和台四丁目23番21号	250.55	〃 6.4.1
149	前 新 田	〃 南大泉二丁目2番9号	788.36	〃 6.4.1
150	た わ ら く ぼ	〃 土支田一丁目8番15号	422.62	〃 6.4.1
151	高 松 や ま ぶ き	〃 高松三丁目7番8号	190.20	〃 6.4.1
152	大 関	〃 関町北四丁目30番27号	212.60	〃 6.4.1
153	わ ん ば く	〃 石神井台五丁目25番11号	197.49	〃 6.4.1
154	西 大 泉 三 丁 目	〃 西大泉三丁目3番3号	420.65	〃 6.4.1
155	西 大 泉 ふ よ う	〃 西大泉五丁目10番30号	197.41	〃 6.10.11
156	田 柄 も く せ い	〃 田柄二丁目26番23号	207.60	〃 6.10.11
157	上 石 神 井 ち び っ こ	〃 上石神井四丁目11番11号	494.89	〃 6.10.11
158	石 神 井 町 七 丁 目	〃 石神井町七丁目27番7号	407.78	〃 6.10.11
159	さ わ や か	〃 関町東一丁目4番12号	401.48	〃 7.4.1
160	富 士 見 台 三 丁 目	〃 富士見台三丁目5番9号	262.10	平 7.4.1

【児童遊園】

	公 園 名	位 置	面 積 m ²	開園年月日 移管年月日
161	田柄しゃらのき 児童遊園	田柄四丁目4番8号	300.12	〃 7. 4. 1
162	早 宮 ひ よ こ	早宮四丁目28番10号	252.00	〃 7. 4. 1
163	ら い ら っ く	土支田一丁目32番2号	201.49	〃 7. 4. 1
164	東大泉もっこく	東大泉六丁目47番24号	384.16	〃 7. 4. 1
165	春日町ぐみのみ	春日町五丁目20番1号	313.41	〃 7. 4. 1
166	上石もくれん	上石神井三丁目16番16号	322.03	〃 7. 4. 1
167	谷 原 あ ん ず	谷原六丁目18番24号	221.77	〃 7. 6. 30
168	高野台四丁目	高野台四丁目29番1号	673.10	〃 7.10.11
169	東大泉はなみずき	東大泉一丁目2番24号	610.17	〃 7.10.11
170	旭 町 か り ん	旭町三丁目32番24号	434.50	〃 7.12.19
171	三原台にこにこ	三原台二丁目18番4号	598.76	〃 7.12.19
172	田 柄 川	錦一丁目36番3号	250.48	〃 8. 4. 1
173	南大泉かきのき	南大泉三丁目14番25号	212.49	〃 8. 4. 1
174	豊玉やまもも	豊玉中一丁目15番1号	463.00	〃 8. 4. 1
175	影 山 後	大泉学園町八丁目5番5号	278.69	〃 8. 4. 1
176	三原台かるみあ	三原台一丁目7番2号	284.77	〃 8. 6. 28
177	ながかいどう	早宮二丁目2番8号	283.50	〃 9. 4. 1
178	わ か み や	高松二丁目21番8号	246.03	〃 9. 4. 1
179	こ だ も の 庭	関町南三丁目31番21号	231.81	〃 9. 4. 1
180	大泉町かつら	大泉町三丁目32番2号	350.23	〃 9. 4. 1
181	南大泉まんさく	南大泉五丁目24番18号	339.10	〃 9. 4. 1
182	影 山	大泉町四丁目34番11号	200.28	〃 9. 4. 1
183	春日町しゃらのき	春日町三丁目31番20号	320.84	〃 9.10. 8
184	平和台ひまわり	平和台三丁目17番25号	597.88	〃 9.12.22
185	練馬ねむのき	練馬二丁目24番4号	516.65	〃 10. 4. 1
186	ちろりんむら	関町北五丁目17番4号	266.88	〃 10. 6. 22
187	北 原	谷原四丁目7番42号	211.40	〃 10.10. 9
188	田 柄 さ つ き	田柄一丁目18番6号	271.77	〃 10.10. 9
189	な か み や	早宮三丁目37番8号	698.38	〃 10.10. 9
190	新 緑 の 森	石神井台三丁目2番16号	460.51	〃 10.12.14
191	下石神井千川	下石神井四丁目4番1号	786.29	〃 11. 4. 1
192	若 竹	関町北五丁目18番15号	443.30	平 11. 4. 1

【児童遊園】

	公 園 名	位 置	面 積 m ²	開園年月日 移管年月日
193	かすが中の宮 児童遊園	春日町三丁目29番13号	296.54	〃 11. 6. 28
194	中 の 台 〃	谷原三丁目27番29号	327.19	〃 11. 10. 12
195	平和台なでしこ 〃	平和台二丁目46番13号	766.14	〃 11. 10. 12
196	北五らいらっく 〃	北町五丁目 3 番23号	372.28	〃 12. 4. 1
197	北 町 わ か ば 〃	北町二丁目28番 1 号	472.13	〃 12. 12. 18
198	大泉町なかよし 〃	大泉町三丁目38番49号	221.09	〃 13. 7. 12
199	は ね ぎ わ 〃	羽沢二丁目22番 2 号	468.73	〃 13. 12. 17
200	富 士 見 ケ 丘 〃	大泉町一丁目46番13号	313.04	〃 14. 4. 1
201	豊 玉 く す の き 〃	豊玉北一丁目18番19号	144.00	〃 14. 12. 18
202	外 山 橋 南 〃	東大泉三丁目 8 番11号	622.14	〃 15. 6. 30
203	し ら ゆ り 〃	東大泉七丁目29番36号	285.52	〃 15. 6. 30
204	千 川 〃	富士見台一丁目 4 番 3 号	543.05	〃 15. 10. 20
205	早 宮 一 丁 目 〃	早宮一丁目25番19号	125.51	〃 15. 12. 15
206	三原台はなもも 〃	三原台二丁目20番 5 号	320.47	〃 15. 12. 15
207	の ぞ み 〃	西大泉一丁目36番 5 号	536.01	〃 16. 4. 1
208	西大泉さくら 〃	西大泉五丁目34番 9 号	826.61	〃 16. 4. 1
209	西大泉やまもも 〃	西大泉五丁目35番 2 号	321.00	〃 16. 6. 23
210	早 宮 三 丁 目 〃	早宮三丁目35番16号	495.27	〃 16. 6. 23
211	は な の く ぼ 〃	大泉学園町五丁目32番 3 号	275.11	〃 17. 7. 26
212	中 郷 〃	高野台四丁目 4 番31号	145.47	〃 18. 10. 16
213	かわせみの森 〃	下石神井三丁目23番 4 号	360.54	〃 22. 4. 1
214	南 が 丘 〃	南田中四丁目 7 番36号	224.59	〃 22. 12. 16
215	谷 原 三 丁 目 〃	谷原三丁目 2 番 7 号	223.39	〃 23. 3. 14
216	あ ゆ み 〃	南田中二丁目 2 番18号	124.93	〃 27. 3. 16
217	田 柄 一 丁 目 〃	田柄一丁目 4 番12号	276.83	〃 27. 6. 30
218	こ ぐ れ 〃	大泉学園町四丁目15番31号	208.85	〃 27. 6. 30
計		218	90,489.34	

【委託契約等用】

情報の保護および管理に関する特記事項

(目的)

第1条 この特記事項は、本契約の受託者(以下「乙」という。)が委託者(以下「甲」という。)から受託した業務を履行するに当たり、本契約で取り扱う情報の機密性を確保するために、受託契約と併せて乙が遵守すべき事項を定める。

(定義)

第2条 この特記事項において「情報」とは、甲または乙が管理する情報システム、当該情報システムから出力された印刷物および情報システムから出力されたか否かを問わず重要情報を含む文書等で取り扱われる甲の情報をいう。

2 この特記事項において「重要情報」とは、前項に規定する情報のうち、個人情報およびその情報が脅威にさらされることにより区政運営または本契約に重大な影響を及ぼす情報をいう。

3 前項に規定する重要情報のうち、特定個人情報(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第2条第8項に規定する特定個人情報)を本契約で取り扱う場合は、別に定める「特定個人情報の保護および管理に関する特記事項」を併せて適用する。

4 この特記事項において「外部サービス」とは、情報システムのうち、クラウドサービス等、外部の者が一般向けに情報システムの一部または全部の機能を提供するものをいう。ただし、当該機能において本契約に係る情報が取り扱われる場合に限る。

(基本的事項)

第3条 乙は、本契約の履行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう情報を適切に取り扱わなければならない。

(注意義務)

第4条 乙は、情報の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって、情報の機密性の確保に必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティの確保)

第5条 乙は、本契約の履行に当たり重要情報を取り扱う場合は、甲の定める手順等を遵守するとともに、この特記事項と同等またはそれ以上のセキュリティ水準を保障する対策等を定めた規程を設ける等、情報セキュリティの確保を図るための必要な措置を講じなければならない。

(管理体制等)

第6条 乙は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、受託業務に従事する者(以下「従事者」という。)から個人情報の管理に責任を持つ者(以下「管理責任者」という。)を選任し、指定する書面により甲に提出しなければならない。これによりがたい場合は、乙は甲の許可を得た上で、従事者以外から管理責任者を選任できる。

第7条 乙は、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、従事者の氏名、所属および受託業務への従事期間(開始日および終了予定日)を記録し、甲に書面で提出しなければならない。

第8条 乙は第6条および前条の規定により提出した書面の内容に変更があったときは、変更内容について、速やかに甲に書面で提出しなければならない。

第9条 乙は、管理責任者および従事者に対し、この特記事項の内容を周知徹底すること。なお、本契約の履行に当たり個人情報を取り扱う場合は、特記事項の内容を遵守するために必要となる教育を行うとともに、実施結果について指定する書面により甲に提出しなければならない。

第10条 乙は、甲がこの特記事項の遵守に必要となる教育を実施するときは、これを受けなければならない。

(知り得た情報の保持の義務)

第11条 乙は、本契約の履行に当たり、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第12条 乙は、本契約の履行のために個人情報を収集するときは、当該契約の履行を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により、行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第13条 乙は、情報を他の用途に使用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第14条 乙は、情報を第三者に提供してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合には、重要情報を除く情報について、第三者に提供することができる。

(再委託の制限)

第15条 乙は、受託業務について、第三者に再委託してはならない。ただし、甲が認めた場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書の規定により、甲へ申請する再委託の業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再委託先となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることを再委託契約の締結前にあらかじめ確認し、指定する書面により甲に提出しなければならない。

3 再委託先がさらに第三者に再委託する場合(それ以降の委託も含む。以下「再々委託等」という。)で、かつ、当該再々委託等の業務内容に個人情報の取扱いが含まれる場合は、再々委託等を行う者は、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 再々委託等を行うことについて、甲の承認を得ること。

(2) 再々委託等の契約の締結前に当該契約の受託者となる予定の者において、この特記事項に規定する安全管理措置が講じられることをあらかじめ確認し、指定する書面により甲に提出すること。

(3) 前2号の承認申請を行ったことについて、再々委託等の元となる契約(再々委託の場合にお

ける再委託など)の委託者に通知すること。

第16条 前条の規定により再委託を行う場合は、乙は、この特記事項と同等以上の規定を当該再委託契約に定めなければならない。

2 乙は、再委託先に、本契約における一切の義務を遵守させるとともに、その履行状況を監督しなければならない。

3 前2項の規定は、個人情報を取り扱う再々委託等を行う場合についても準用する。

(情報の授受)

第17条 乙は、情報の授受に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 情報の授受は、管理責任者および従事者に限定すること。
- (2) 情報を格納した記録媒体(情報システム機器のハードディスクを含む。以下同じ。)を郵送等により送付するときは、ファイルにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。
- (3) 重要情報を格納した記録媒体を郵送するときは、特定記録郵便等の追跡可能な移送手段を用いること。
- (4) 情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を郵送するときは、送付の記録を管理簿により管理すること。
- (5) 情報をFAXにより送信するときは、必要最小限の範囲に留め、送信宛先の誤りに十分注意すること。
- (6) 重要情報をインターネットメールにより送信するときは、添付ファイルとし、ファイルにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。
- (7) 重要情報を含む印刷物、文書を郵送するときは、特定記録郵便による送付または親展表示による送付をすること。

(情報の管理)

第18条 乙は、情報の管理に当たり、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 重要情報を甲が指定する履行場所から持ち出さないこと。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りではない。
- (2) 情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を持ち出すときは、格納情報、持ち出し日時、持ち出した者、承認者、用途、持ち出し先、返却日時、返却確認者等について、管理簿により記録・管理すること。
- (3) 前号の場合において、前条第2号の規定と同様の措置を講じること。
- (4) 情報を乙の情報システムにおいて取り扱う場合は、下記の措置をとること。
 - ア 従事者が正当なアクセス権を有する者であることを認識するため、IDとパスワード等による認証を実施すること。
 - イ インターネットに接続された環境において重要情報を取り扱う場合は、標的型攻撃等の不正アクセスによる重要情報の漏えい等が生じないよう適切な措置を講じること。
 - ウ イの場合において、重要情報は、容易に解読することができないようにパスワードを設定する等によりデータを暗号化すること。

- エ 情報システム機器にウィルス対策ソフトウェアの導入および最新のウィルスパターンファイルの更新を行うこと。
 - オ 情報システム機器を構成するOS、ソフトウェア、ミドルウェア等に定期的に修正プログラムを適用すること。
 - カ 情報の保管または処理に当たり、従事者の私物等、許可されていない情報システム機器および記録媒体を用いないこと。また、これらを業務で利用する甲および乙の情報システム機器に接続しないこと。
 - キ 記録媒体を甲および乙の情報システム機器に接続する場合は、ウィルスチェックを行うこと。
 - ク 情報をWinny、Share等のファイル交換ソフトがインストールされた情報システム機器で処理しないこと。また、許可されていないソフトウェアを甲および乙の情報システム機器にインストールしないこと。
- (5) 重要情報を本契約の履行以外の目的のため、複写または複製してはならない。ただし、甲が必要と認めた場合は、この限りでない。
 - (6) 重要情報を含む印刷物、文書および情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体は、管理責任者および従事者以外の者が利用できないよう、施錠管理すること。
 - (7) 重要情報を含む印刷物、文書および情報の格納の有無にかかわらず、受託業務で利用する記録媒体を廃棄する場合は、データを復元できないよう物理的に破壊し、または漏えいを来さない方法でデータ消去を行うこと。受託業務で利用する記録媒体を廃棄する場合は、その記録を管理簿により管理すること。
 - (8) 情報を記録媒体に格納し保管するときは、管理責任者および従事者以外の者が情報にアクセスできないよう、アクセス管理を行うこと。

(重要情報を取り扱う外部サービスの利用)

第19条 乙は、本契約の履行に当たり、重要情報を外部サービスで取り扱う場合は、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、電気通信サービス、郵便、運送サービスおよび金融機関が提供する外部サービスならびに甲または国等の公的機関より利用を求められる外部サービスを除く。

- 2 外部サービス提供者について、つぎに掲げる事項を満たす事業者を選定しなければならない。
 - (1) 日本の法令の範囲内で運用できるサービスであること。また、日本国内の裁判所を合意管轄裁判所に指定できること。
 - (2) 海外への機密情報の流出リスクを考慮し、外部サービスを提供するリージョン(国・地域)を国内に指定できること。利用者のデータが、海外に保存されないこと。
 - (3) 外部サービスの終了または変更時における事前の通知等の取り決めや、情報資産の移行方法を契約に規定できること。特に事前の通知については、事前通知の方法・期限についての条項を盛り込んだ契約が締結可能なこと。
 - (4) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法(改善、追完、損害賠償等)について、契約またはサービスレベル契約(SLA)に定められること。

- (5) 外部サービス提供者が、情報資産へ目的外のアクセスや利用を行わないように、契約に定められること。
 - (6) 外部サービス提供者における情報セキュリティ対策の実施内容および管理体制について、公開資料や監査報告書(または内部監査報告書・事業者の報告資料)、各種の認定・認証制度の適用状況から、外部サービス提供者の信頼性が十分であることを総合的・客観的に評価し、判断可能なこと。
 - (7) 外部サービス提供者もしくはその従業員、再委託先またはその他の者によって、乙の意図しない変更が加えられないための管理体制について、公開資料や監査報告書(または内部監査報告書・事業者の報告資料)の内容を確認できること。
 - (8) 情報セキュリティインシデント(情報セキュリティ事故およびその兆候)への対処方法について、外部サービス提供者との責任分担や連絡方法を取り決め、契約またはサービスレベル契約(SLA)に定められること。
- 3 利用する外部サービスについて、つぎに掲げる事項を満たすものを選定しなければならない。
- (1) 外部サービス上に保存する情報や外部サービスの機能に対してアクセス制御(外部サービスに保存される情報や外部サービスの機能ごとにアクセスする権限のない者がアクセスできないように制限すること)ができること。
 - (2) 外部サービス内および通信経路全般において暗号化処理が行われていること。この際、利用される暗号化方式は、「電子政府推奨暗号リスト」に記載された方式であること。
 - (3) 必要となる各種ログの取得機能を実装していること。また、乙は外部サービスで取得可能なログの種類、範囲を確認すること。
 - (4) 取得するログの時刻、タイムゾーンが統一されること。また、乙は時刻同期方法について確認すること。
 - (5) 暗号化に関し、外部サービス提供者が提供する鍵管理機能を利用する場合、鍵の生成から廃棄に至るまでのライフサイクルにおける仕組みに関する内容等が確認できること。また、乙は、その内容にリスク(鍵が窃取される可能性や鍵生成アルゴリズムが危険にさらされる可能性等)がないことを確認すること。
 - (6) 利用する外部サービスのネットワーク基盤内において乙が利用するネットワークが、他の利用者のネットワークや通信と分離され、論理的に独立していること。SaaSの場合は、他の利用者が本契約で取り扱うデータにアクセスできないよう確実な制御を行っていること。
 - (7) 利用する外部サービスの仮想マシンのネットワークが他の利用者のネットワークと分離されていることを、外部サービス提供者の開示している情報等で確認できること。SaaSの場合は、他の利用者が本契約で取り扱うデータにアクセスできないよう確実な制御を行っていること。
 - (8) 外部サービスの利用終了時に、外部サービスで取り扱った本契約に関わる全ての情報が外部サービス基盤上から漏えいを来さない方法で確実に削除されること。なお、削除する対象はバックアップ等により複製されたものも含むこと。これらについて外部サービスの利用終了時に、乙に情報の廃棄の実施報告書を提出できること。

(9) 外部サービス利用者の各アカウント以外に特殊なアカウント(ストレージアカウントなど)がある場合は、関連情報(資格情報等)を含めて廃棄可能であること。

4 乙が甲に対し外部サービスを提供する場合は、第2項および第3項の規定のほか、当該外部サービスのセキュリティ要件等について、甲の定める仕様を遵守すること。

5 前項の規定において、乙が他の外部サービスを用いて甲にサービスを提供する場合は、乙が利用するサービスにおいても甲の仕様およびこの特記事項の内容を遵守できるサービスを選定しなければならない。

(重要情報を取り扱わない外部サービスの利用)

第20条 乙は、本契約の履行に当たり、重要情報以外の情報を外部サービスで取り扱う場合は、利用する外部サービスの約款、その他の提供条件等から、別表に定める利用に係るリスクが許容できることを確認した上で利用しなければならない。

(受託業務に必要な物品等の持ち込みの禁止)

第21条 乙は、甲の許可なく受託業務に必要な物品等を履行場所へ持ち込んで서는ならない。

(情報の返還および処分)

第22条 乙は、本契約が終了し、または解除されたときは、情報を甲の定めるところにより返還し、または漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

2 乙は、情報の返還または処分を完了したときは、甲にこれを証明する書類を提出しなければならない。

3 前項は、契約期間中において、乙が情報の廃棄を外部へ委託する場合も同様とする。ただし、外部へ委託することについて、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(報告および立入検査)

第23条 甲は、必要と認めるときは、乙の情報の取扱いの状況について、実地に調査し、また乙に対して説明もしくは報告を求め、改善の指示を与えることができる。

2 前項の規定において、乙が外部サービス提供者である場合で、セキュリティ上の理由から甲による実地調査が困難な区域等があるときは、甲の求めるところにより、第三者の監査人が発行する証明書や監査報告書を提出すること。

3 甲は、第15条および第16条の規定により、再委託または再々委託等が行われる場合は、その受託者における遵守状況について、乙に対して報告または説明を求め、改善の指示を与えることができる。

(情報セキュリティに関する監査への協力)

第24条 乙は、本契約の履行に関連する業務について、「練馬区情報セキュリティに関する要綱」に基づく監査が実施されるときは、その実施に協力しなければならない。

2 前項の規定において、乙が外部サービス提供者である場合で、セキュリティ上の理由から甲による監査の実施が困難な区域等があるときは、甲が実施する監査に代えて、甲の求めるところにより、第三者の監査人が発行する証明書や監査報告書を提出すること。

(事故等発生時の対応および公表)

第25条 乙は、情報の漏えい、破壊、改ざん、消去等の事故もしくはそのおそれが生じた場合またはこの特記事項や、その他の関係法令等への違反もしくはその兆候を把握した場合（以下「事故等」という。）は、つぎに掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置または被害を生じさせないための措置を講じるとともに、甲に報告すること。
- (2) 当該事故等の原因を分析すること。
- (3) 当該事故等の再発防止策を実施すること。
- (4) 当該事故等の記録を文書で提出すること。

2 乙は、第15条および第16条の規定により、再委託または再々委託等が行われる場合は、その受託者において前項各号に規定する事項が遵守されるよう監督しなければならない。この場合において、再委託先または再々委託等の受託者からの事故等の報告先は甲および乙とすること。

3 乙は、事故等が起きた場合を想定し、対応手順について定期的に確認または訓練を行わなければならない。

第26条 甲は、必要があると認めるときは、当該事故等の内容（乙の名称を含む。）について、公表することができる。

（損害賠償）

第27条 乙は、乙、再委託先または再々委託等の受託者がこの特記事項に定める義務に違反し、甲に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負う。

（契約解除）

第28条 甲は、乙が前各条に違反した場合は、契約を解除することができる。

（疑義の決定）

第29条 この特記事項の解釈について疑義を生じたとき、またはこの特記事項に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

別表（第20条関係）

①	情報の管理や処理を外部サービス提供者に委ねるため、その情報の適正な取扱いの確認が容易ではなくなる。
②	外部サービス提供者の運用詳細等が公開されない場合は、利用者が情報セキュリティ対策を行うことが困難となる。
③	外部サービスで取り扱われる情報が国外で分散して保存・処理されている場合、裁判管轄の問題や国外の法制度が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける等のリスクが存在する。
④	不特定多数の利用者の情報やプログラムを一つの外部サービス基盤で共用することとなるため、情報漏えいのリスクが存在する。
⑤	サーバ等機器の整備環境が外部サービス提供者の都合で急変する場合、サプライチェーンリスクへの対策の確認が容易ではない。

⑥	外部サービスに保存された情報を外部サービス提供者が自由に利用することや、利用者から収集した種々の情報を分析し、利用者の関心事項を把握し得る立場にあることを約款や利用規約等に明示していない場合がある。
⑦	情報が改ざんされた場合でも、外部サービス提供者が一切の責任を負わない場合がある。
⑧	突然サービス停止に陥ることがある。その際に預けた情報の取扱いは保証されず、損害賠償も行われない場合がある。また、サービスの復旧についても保証されない場合が多い。
⑨	保存された情報が誤って消去または破壊されてしまった場合に、サービス提供者が情報の復元に応じない可能性がある。また、復元に応じる場合でも時間を要することがある。
⑩	約款や利用規約の内容が、外部サービス提供者側の都合で事前通知等なく一方的に変更されることがある。
⑪	情報の取扱いが保証されず、一旦記録された情報の確実な消去は困難である。
⑫	利用上の不都合、不利益等が発生しても、サービス提供者が個別の対応には応じない場合が多く、対応を承諾された場合でも、解決まで時間を要することがある。

練馬区環境方針

(基本理念)

練馬区は、みどり豊かな環境にやさしいまちをつくるために、みどりと水辺を保全し、自然や生き物と共生できる環境の創出を目指します。また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムと生活様式を見直し、ごみの発生抑制やリサイクルの推進を通じて循環型社会を形成し、足元から地球環境の保全に貢献します。

このかけがえのない練馬区の環境を次の世代へと引き継いでいくためには、区民、事業者、区が連携して、環境を大切にす文化を育むとともに、環境を保全するための仕組みをつくること、何よりも大切です。

そのために、区は、以下の基本方針に則り、環境基本条例や環境基本計画に基づく施策を率先して推進します。

(基本方針)

- 1 率先して環境への負荷を減らします。
 - (1) 区政の効率化に努め、事務事業に伴う環境への負荷を低減します。
 - (2) 環境法令を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
 - (3) 区は、環境目的および目標を設定し、組織の全員が環境マネジメントシステムを推進するとともに、常に見直しを行い、継続的な改善に努めます。

- 2 みどりと共生できる生活都市を推進します。
 - (1) みどりと水に恵まれた、美しいまちをつくります。
 - (2) 環境汚染から区民の健康と生活環境を守ります。
 - (3) 地球環境保全のための足元からの行動を広げます。

- 3 区民・事業者・区が連携した環境保全活動を推進します。
 - (1) 環境にやさしいところを育み、環境にやさしい仕組みをつくります。
 - (2) それぞれの役割や連携のあり方、取り組むべきことを明らかにし、環境保全を推進します。
 - (3) 区の環境方針および環境マネジメントシステムによる成果は区職員全員に周知徹底するとともに区民・事業者を始め広く一般に公表します。

練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

平成 28 年 3 月 10 日

27 練福障第 2089 号

(目的)

第 1 条 この要領（以下「対応要領」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）第10条第1項の規定に基づき、法第7条に規定する事項に関し、練馬区の機関の職員（特別職非常勤職員、会計年度任用職員および臨時職員を含む。以下「職員」という。）が、適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、法第7条第1項の規定のとおり、その事務または事業を行うに当たり、障害（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害をいう。以下同じ。）を理由として、障害者（障害がある者であって障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第 3 条 職員は、法第7条第2項の規定のとおり、その事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢および障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別紙に定める留意事項に留意するものとする。

(障害者サポート推進責任者の責務)

第 4 条 職員のうち、課長相当職以上の職にある者（以下「障害者サポート推進責任者」という。）は、前2条に掲げる事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推

進するため、つぎの各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。
- (2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
- (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 障害者サポート推進責任者は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第5条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、または、過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

(相談体制の整備)

第6条 職員による障害を理由とする差別に関する障害者およびその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、福祉部障害者施策推進課、総合福祉事務所および保健相談所に相談窓口を置く。

- 2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とのコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。
- 3 第1項の相談窓口寄せられた相談等は、福祉部障害者施策推進課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第1項の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。

(研修および啓発)

第7条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、必要な研修および啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的

な事項について理解させるために、研修を実施する。

- 3 職員に対し、障害の特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアルの活用等により、意識の啓発を図る。

付 則

この対応要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年3月6日1練福障第2210号）

この対応要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙

練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に係る留意事項

この別紙において「望ましい」としている内容は、それを実施していない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念および法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するまたは提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、または達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）、法に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる事務または事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する。

2 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合である。練馬区においては、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈などして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益（例：安全の確保、財産の保全、損害発生防止等）および練馬区の

事務または事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

3 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は以下のとおりである。なお、2で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、以下に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する。

(不当な差別的取扱いの具体例)

- 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- 障害を理由に説明会、講演会等への出席を拒む。
- 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来庁の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付添い者の同行を拒んだりする。

4 合理的配慮の基本的な考え方

(1) 障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その事務または事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会におけ

る様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、練馬区の事務または事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務または事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する。

- (2) 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段および方法について、「5 過重な負担の基本的な考え方」に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供とは別に、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

- (3) 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表示のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、支援者、介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者、介助者、法定代理人等を

伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

(4) 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

(5) 練馬区がその事務または事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的配慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

○ 事務または事業への影響の程度（事務または事業の目的、内容、機能を損なうか否か。）

○ 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）

○ 費用・負担の程度

6 合理的配慮の具体例

4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、つぎのようなものがある。

なお、記載した具体例については、5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはいくまでも例示であり、記載されている具体例

だけに限られるものではないことに留意する。

(合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子等を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、必要な情報を分かりやすく紙に書いて掲示するなど、適切な誘導を図る。

(合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるように電子データ（テキスト形式）で提供する。
- 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。

- 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な障害のある委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- 会議の進行に当たっては、職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続順を入れ替える。
- 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- 敷地内の駐車場等において、障害者の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 非公表または未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。